

Ⅲ 農地バンク事業の手続等の現状と課題

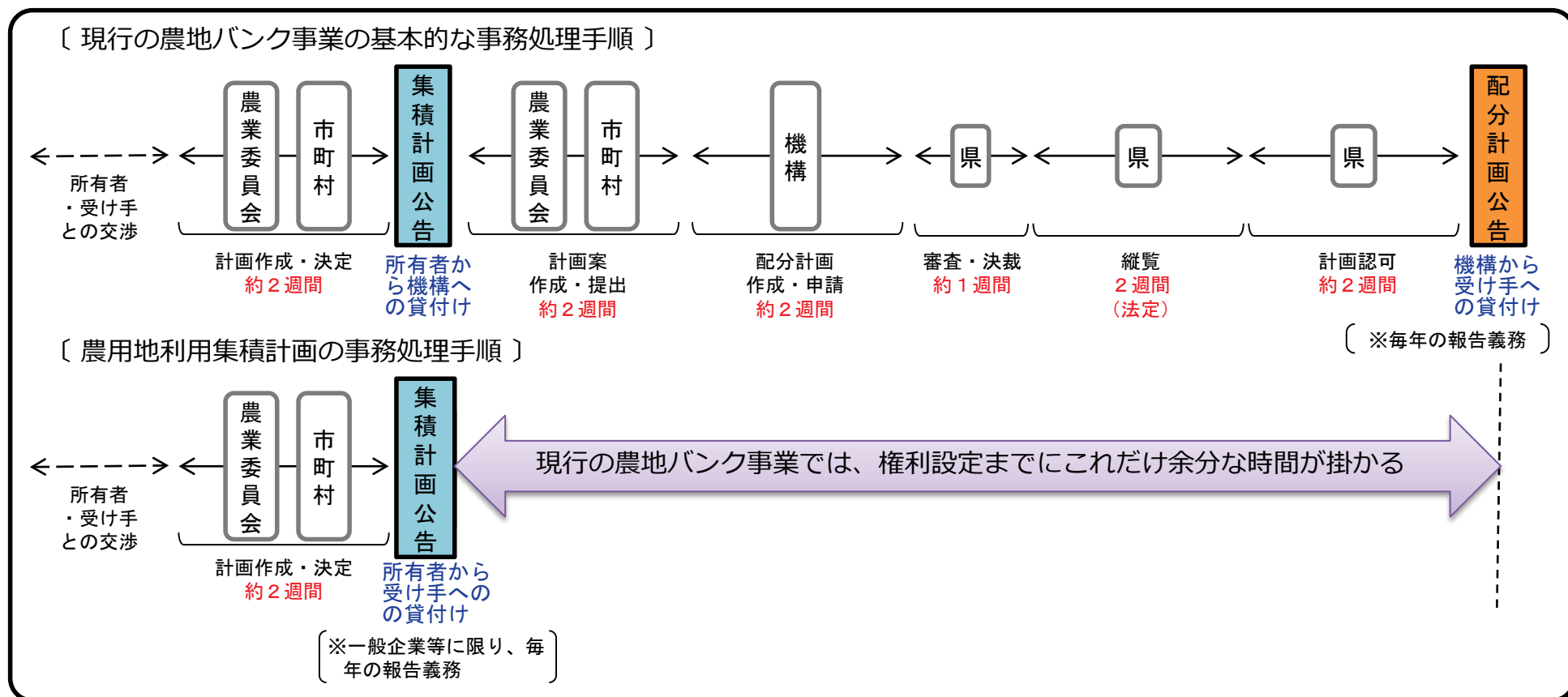
(1) 農地バンク事業の実施に必要な計画の作成

○ 農地バンク事業は、

- ① 機構が農地を借入・転貸するためには、借入れの計画（市町村による集積計画）と転貸の計画（機構による配分計画）を別々に作成し、
- ② 知事は、認可の前に、配分計画を2週間の縦覧に供し、第三者に意見の機会を与える
 手続を踏むこととされている。

○ 時間が掛かり事務が煩雑であるため、

- ー 市町村の計画で借入・転貸まで一括してできるようにしてほしい
- ー 配分計画の縦覧はこれまで一度も意見書が提出されたこともないことから不要としてほしいという意見がある。



(2) 農地の利用状況報告

- 機構から農地を借り受けた者に対しては、貸し付けた農地の適正利用を確保するため、毎年、農地の利用状況の報告を求めている（機構法第21条）。
- 報告の内容は、農地の面積や作物種類別の作付面積・生産数量（反収）とされているが、報告書が10ページ以上に及ぶ農業者もおり、大きな負担となっている。
- 担い手農業者からは、例えば農業委員会の行う農地の利用状況調査の結果を活用することによって、農業者の負担を軽減することができないかという意見がある。

(参考) S県における実際の農地の利用状況報告

経営農地面積(全体) : 27.5ha

うち機構からの借受面積: 27.1ha(378筆)

平成29年5月19日

(あて先) [redacted]

公益社団法人 [redacted]
理事長 [redacted]

住所 [redacted]
氏名又は名称 [redacted]
※個人が自署する場合は押印省略可

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定する公告によって貸借権の設定等を受けた農用地等について、下記のとおり報告します。

記

1 貸借権の設定等を受けた農用地等の所在等

所在地			面積 (㎡)	作物の種類	作付面積 (㎡)	生産数量	備考
大字	字	地番					
[redacted]	[redacted]	[redacted]	692.00	水稲	692.00	327	
[redacted]	[redacted]	[redacted]	247.00	"	247.00	117	
[redacted]	[redacted]	[redacted]	952.00	"	952.00	449	
[redacted]	[redacted]	[redacted]	825.00	"	825.00	389	
[redacted]	[redacted]	[redacted]	126.00	"	126.00	59	
[redacted]	[redacted]	[redacted]	915.00	"	915.00	432	
[redacted]	[redacted]	[redacted]	34.00	"	34.00	16	
[redacted]	[redacted]	[redacted]	1,121.00	"	1,121.00	529	
[redacted]	[redacted]	[redacted]	495.00	"	495.00	234	
[redacted]	[redacted]	[redacted]	833.00	"	833.00	393	
[redacted]	[redacted]	[redacted]	954.00	"	954.00	450	
[redacted]	[redacted]	[redacted]	954.00	"	954.00	450	

地番	面積 (㎡)	作物の種類	作付面積 (㎡)	生産数量	備考
[redacted]	954.00	水稲	954.00	450	
[redacted]	950.00	"	950.00	448	
[redacted]	950.00	"	950.00	448	
[redacted]	819.00	"	819.00	387	
[redacted]	950.00	"	950.00	448	
[redacted]	950.00	"	950.00	448	
[redacted]	950.00	"	950.00	448	
[redacted]	788.00	"	788.00	372	
[redacted]	155.00	"	155.00	73	
[redacted]	950.00	"	950.00	448	
[redacted]	495.00	"	495.00	234	
[redacted]	427.00	"	427.00	202	
[redacted]	26.00	"	26.00	12	
[redacted]	964.00	"	964.00	455	
[redacted]	950.00	"	950.00	448	
[redacted]	942.00	"	942.00	445	
[redacted]	645.00	"	645.00	304	
[redacted]	6.50	"	6.50	3	
[redacted]	232.00	"	232.00	110	
[redacted]	48.00	"	48.00	23	
[redacted]	951.00	"	951.00	449	
[redacted]	950.00	"	950.00	448	
[redacted]	262.00	"	262.00	124	
[redacted]	252.00	"	252.00	119	
[redacted]	834.00	"	834.00	394	
[redacted]	877.00	"	877.00	414	
[redacted]	967.00	"	967.00	456	
[redacted]	950.00	"	950.00	448	
[redacted]	950.00	"	950.00	448	
[redacted]	950.00	"	950.00	448	
[redacted]	950.00	"	950.00	448	
[redacted]	469.00	"	469.00	221	
[redacted]	409.00	"	409.00	193	
[redacted]	66.00	"	66.00	31	
[redacted]	6.56	"	6.56	3	

1ページ目

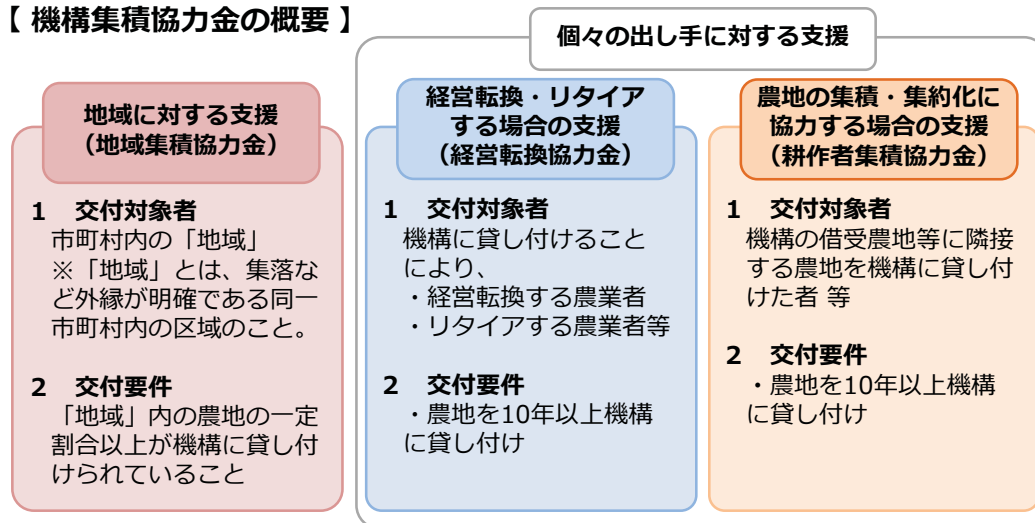
2ページ目(以下12ページまで続く)

機構から借り受けている農地について、一筆ごとに、
①面積、②作物の種類、③作付面積(平方メートル単位)、
④生産数量等を記載している。

(3) 農地の集積・集約化への支援

- 機構を中心とした農地の集積・集約化を進めるため、①まとまった農地を機構に貸し付けた地域、及び②農地を貸し付けてリタイアする農地の出し手に対し交付する機構集積協力金が予算措置されている。

【 機構集積協力金の概要 】



- 地域集積協力金を活用した地域では、担い手集積率は平均で38.5%から62.2%に増加するなど、全国平均を大きく上回る集積率となっている。1団地当たりの面積も1.5倍になり、農地の集約化も進展している。

【 地域集積協力金の取組前と取組後の比較 】

1 地域当たり平均	取組前	取組後
農地面積	53.4ha	53.4ha
担い手の経営面積	20.6ha	33.2ha
担い手の農地利用集積率	38.5%	62.2%
担い手経営体数	4.0人	4.1人
1 経営体当たり経営面積	5.2ha	8.1ha
担い手の団地数	21.0団地	22.1団地
1 団地当たりの農地面積	1.0ha	1.5ha

※ 調査対象122地域。平成26年度から平成28年度までの間に地域集積協力金に取り組んだ地域の中から、各県3地域程度を抽出して集計。調査対象の抽出方法は、機構への貸付面積の割合に応じた交付区分（「2割超5割以下」、「5割超8割以下」、「8割超」）ごとに各1地域を抽出。

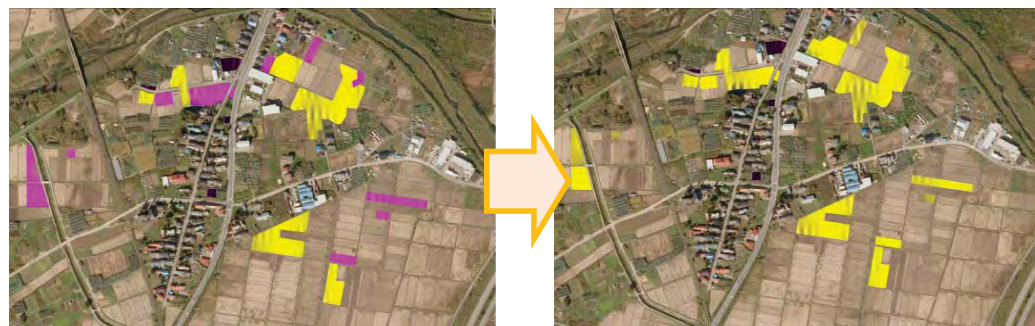
(4) 農地の集約化に向けた機構集積協力金の課題

- 機構創設から最初の5年間は、将来の集約化の前提として、機構になるべく多くの農地を集める必要があった。このため、機構にまとまって農地を貸し付ける地域に加え、リタイアする者等の農地の出し手への個別の支援を行ってきたが、個人タイプ単独では農地の集約化に果たす機能は限定的である。

【個人タイプ（経営転換協力金）のみが活用された事例】

■ 貸出希望者2名：1.4ha

■ 担い手1名に貸付け：1.4ha
(Y県N市)



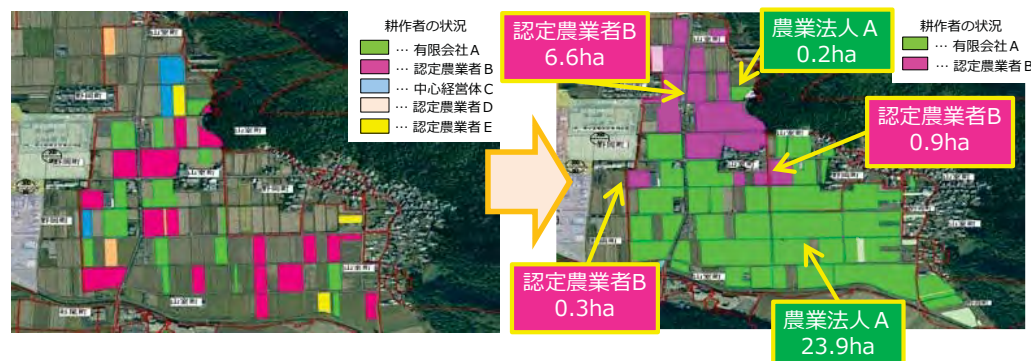
- 今回、地域の話合いを活性化させて実質的な人・農地プランを推進していくこととの整合性を図る観点から、協力金も、より農業者の話合いと農地の集約化につながるよう、仕組みを考えていく必要がある。

【地域タイプと個人タイプが併用された事例】

(F県E市)

< 実施前 >

< 実施後 >



※地域タイプの交付対象面積 27.8haのうち、4.5ha（9戸）で経営転換協力金が活用されている。

IV 農地バンク事業以外の農地集積手法 の在り方について

(1) 農地利用集積円滑化事業の実施状況①

○ 農地利用集積円滑化事業は、権利移動に伴う保有リスクを回避しつつ、農地の集積を行うための手法として、平成21年に創設された。（農業経営基盤強化促進法に措置）

○ 農地利用集積円滑化事業の活動は、農地バンク事業の創設に伴い大きく減少している。

ー 平成29年度に事業実績があった団体は、全体の28%（326団体）にとどまっている。

ー 年間の貸借面積は、ピーク時（25年度）の3分の1程度になっている。

ー 貸借期間は10年未満のものが過半であるが、近年は、権利の再設定が全体の6割を占めている。

【農地利用集積円滑化事業の種類】

ア 農地所有者代理事業

農地等の所有者から委任を受けて、その者を代理し、農地等について、売渡しや貸付け等を行う事業

イ 農地売買等事業

農地等の所有者から農地等の買入れや借入れを行い、その農地等の売渡しや貸付けを行う事業

ウ 研修等事業

イの農地売買等事業により一時的に保有する農地等を活用して、新規就農希望者に対して農業の技術、経営の方法等に関する実地研修を行う事業

【農地利用集積円滑化団体数（平成30年3月末現在）】

	合計	主体別内訳			
		市町村	公社	農協	その他 (協議会等)
円滑化団体数	1,174	496	118	327	233
うち29年度の実績あり	326 (28%)	31	88	193	14

(注)複数市町村で事業規程の承認を受けている団体は、1としてカウントしている。

【農地利用集積円滑化事業の実績の推移】

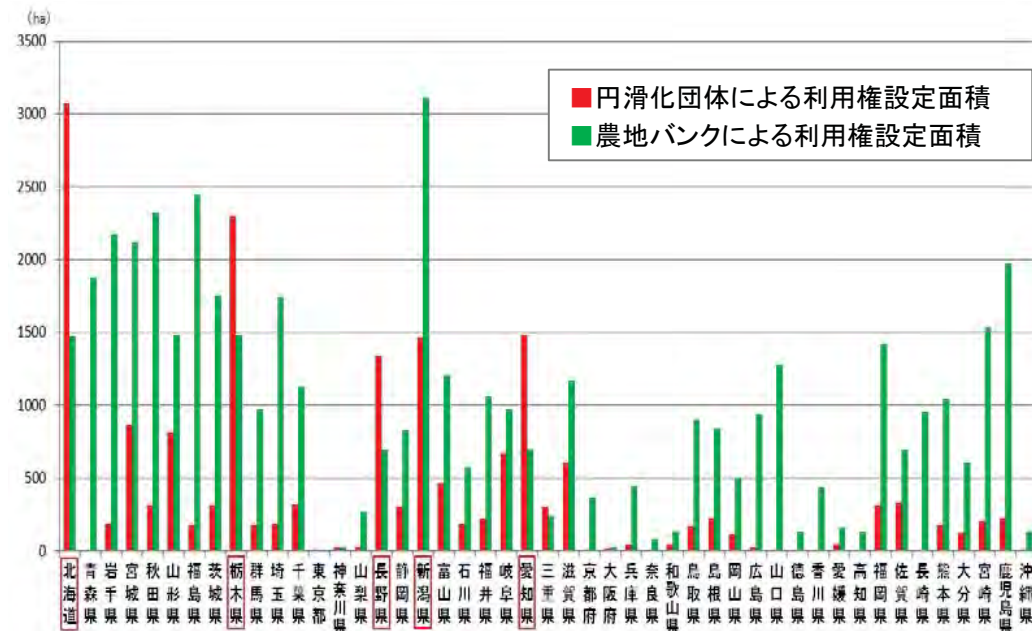
	ピーク時 (25年度)	29年度
当年の貸借面積	54,190	17,878
うち再設定面積	10,452 (19%)	11,047 (62%)
借受面積のストック	100,696	87,456

(参考)農地バンクの借受中の農地面積:189,345ha

(1) 農地利用集積円滑化事業の実施状況②

- 円滑化事業による都道府県別の利用権設定面積の実績を見ると、北海道、栃木県、長野県、新潟県、愛知県が1千haを超えており、この5道県の合計面積が約1万haで全国実績（1.8万ha）の5割超を占めている。
- 新潟県以外の4道県では、円滑化事業の実績が農地バンク事業の実績を上回っている。

【円滑化団体と農地バンクの利用権設定面積の比較（29年度）】



※ 赤枠は、円滑化団体による実績が1,000ha以上の県

(2) 農地利用集積円滑化団体と機構の連携状況①

- 全体として円滑化団体と農地バンクとの連携が進んでおり、
 - 農地バンクからの業務委託を受けているものが約6割、
 - 残り4割の円滑化団体も農地バンクの業務に協力している。

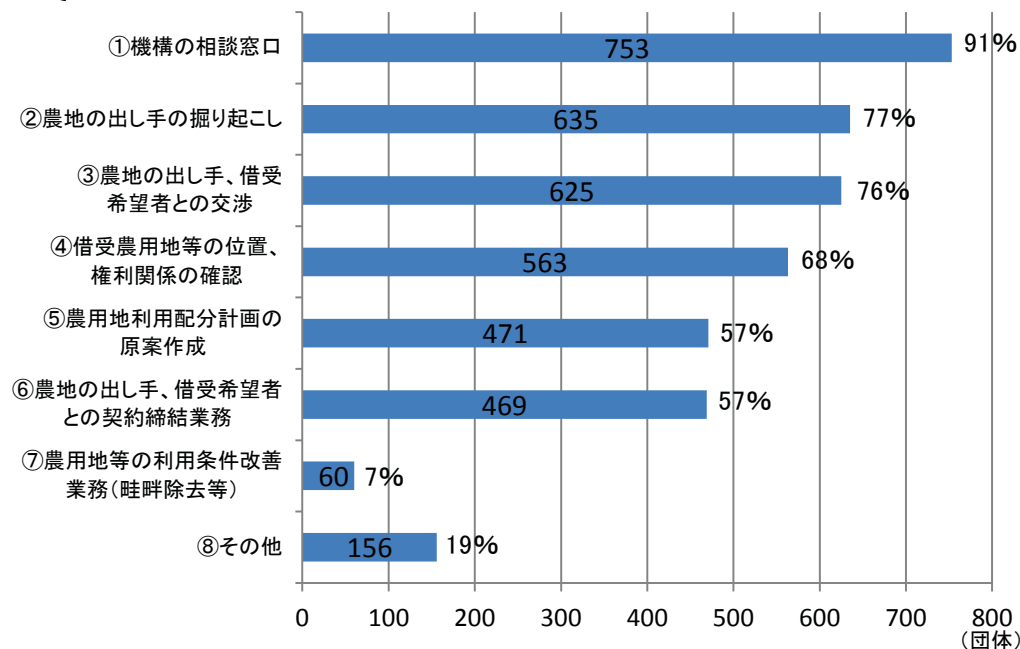
- 業務委託（又は協力業務）の内容を見ると、相談窓口や、出し手の掘り起こし、農用地利用配分計画の原案作成など、農地バンク事業の基幹となる業務を多くの円滑化団体が担っている。

【農地バンクと円滑化団体の連携状況】

業務委託の状況等	団体数	割合
① 農地バンクからの業務委託を受けている(受ける予定を含む)	676	57.6%
② 農地バンクからの業務委託は受けていないが協力している	494	42.1%
ア. 連携協定、同意書、覚書等を取り交わしている	49	4.2%
イ. 業務委託を受けている組織(協議会等)の構成員となっている	159	13.5%
ウ. 特に協定等は交わしていないが協力している	286	24.4%
③ その他(農業振興地域がないため協力していない等)	4	0.3%
計	1,174	100.0%

【農地バンクからの業務委託（又は協力業務）の内容】

平成28年度に業務委託を受けていた団体(又は協力している団体)824団体を対象とするアンケート結果〔複数回答〕



(2) 農地利用集積円滑化団体と機構の連携状況②

- また、現場では、円滑化事業で利用権設定された農地の期間満了時に農地バンク事業への切替えを推進したり、新規の貸付申込みがあった場合は農地バンク事業に誘導するなどの動きが見られる。

県によっては、関係機関の合意により、農地バンク事業を中心とした農地の集積・集約化に取り組んでいるところもある。

- 現場からは、農地集積の仕組みが複数あるとどのように進めていくのか分かりにくいとの意見がある。
一方、農地バンク事業は公募で借受者が決まるため、ブロックローテーション等の地域の取組が壊れるのではないかと不安も聞かれる。

【円滑化事業から農地バンク事業への移行の動き】

<Y県S市A農協の取組>

A農協は、円滑化事業の実績が一定程度あるが、農地バンク事業がスタートしてからは、円滑化事業の満期を迎えるものや新規に相談があったものは、基本的に農地バンク事業へ誘導し、出し手が物納を希望する場合等に円滑化事業を活用している。

<N県の取組>

平成29年秋に、県、JA県中央会、農業会議、県土地改良事業団体連合会、農地バンクの5者合意により、農業振興地域内の農地の集積は、農地中間管理事業の活用を基軸として進める基本方針を決定。

<Y県の取組>

本年7月、農業会議、JA県中央会、農地バンクは、人・農地プランの内容を尊重し、農地バンク事業を基本とした農用地の集約化を推進する連携協働協定を締結。

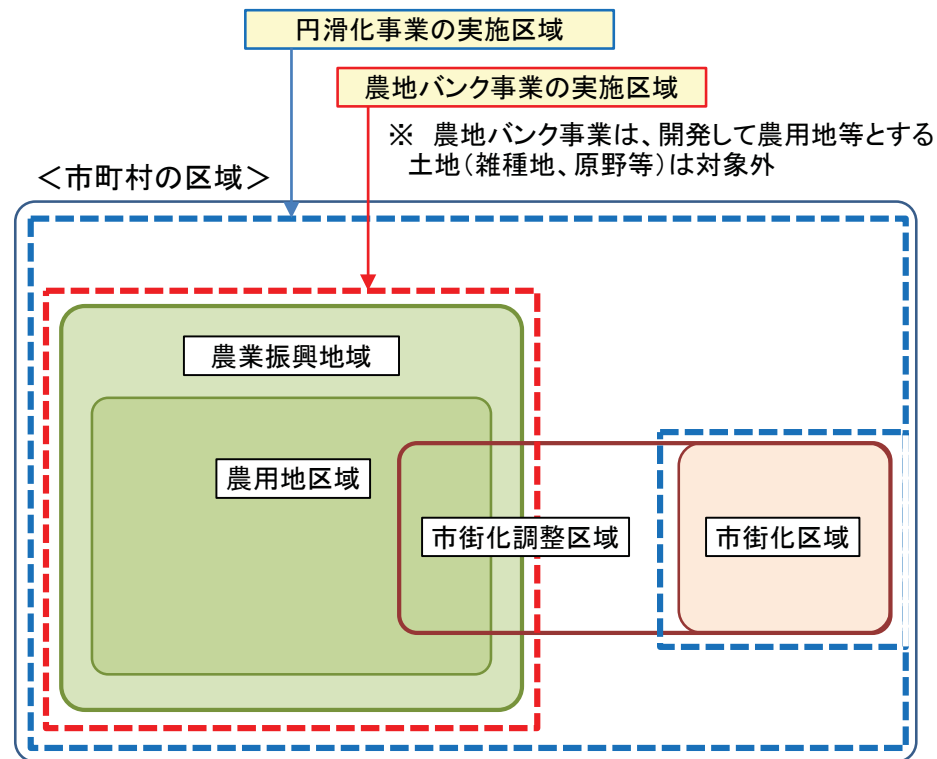
【農業者や円滑化団体担当者の意見】

- 農地集積には、相対、円滑化事業、農地バンク事業などの仕組みがあるが、今のままでは飛び地はなかなか解消されないので、いずれこれらを一本化し、強力に農地の集約化を進められないのか。〈生産者〉
- 農地バンク事業は公募で借受者が決まるため、円滑化事業を活用し、地域で米、大豆、野菜などの作付けローテーションをしている中に、農地バンク事業を活用して他の作物を生産する農業者が入ってくると、こうした地域の取組が壊れるのではないかと不安がある。〈JA〉

(2) 農地利用集積円滑化団体と機構の連携状況③

- 他方、農地バンク事業の場合、円滑化事業と異なり、農業振興地域の区域外の農用地等が対象となっていないという違いがある。

【円滑化事業と農地バンク事業の事業実施地域等】



- また、円滑化事業から農地バンク事業への切替えを行っている場合でも、事務負担の増大を懸念する声もある。

【現場における事例】

＜A県A市A農協＞

A農協は、農地バンク事業創設当初に、円滑化事業で借り受けている農地を3年程度ですべて農地バンクに切り替える方針であったが、件数が多く、事務処理が膨大となるため、職員の事務負担の関係で断念せざるを得なかった。

- A農協における円滑化事業の取扱量
 - ・借受面積の総数：1,930ha
 - ・筆数：1.3万筆
 - ・出し手：5,655人
 - ・受け手：87人

(3) 農用地利用集積計画について

○ 市町村の作成する集積計画は、本来農用地利用改善団体による自主的な担い手への利用権設定を促進する伝統的なツールであるが、

① 農用地利用改善団体からの申出に基づく集積計画はわずかであり、

② 都府県では、集積計画による利用権設定のうち、認定農業者、円滑化団体、機構以外の者に利用権設定されたものが、件数で約4割、対象面積で約3割を占めている

など、担い手に農地を集積するための運用の改善が必要である。

【農用地利用改善団体の活動実態（平成28年度）】

市町村への農用地利用集積計画作成の申出（基盤法第18条第5項）の件数	219件 (うち北海道175件)
------------------------------------	---------------------

(参考) 平成27年の基盤法による利用権設定の全国件数 426,574件

【集積計画による利用権設定の内訳（平成27年）】

〔都府県（北海道を除く）〕

利用権の設定を受けた者	件数 (万件)		面積 (万ha)	
		割合		割合
① 認定農業者	13.2	32%	5.3	32%
② 円滑化団体	2.4	6%	0.8	5%
③ 農地バンク	11.3	27%	6.1	36%
小計(①+②+③)	26.9	65%	12.2	73%
④ 上記以外の農業者	14.7	35%	4.6	27%
合計	41.6	100%	16.8	100%